

医療等分野における番号制度の活用等に関する研究会（第5回）

医療等分野での番号の活用に関する論点整理案
(参考資料)

医療等分野におけるICT活用の将来イメージ(10年後の姿)

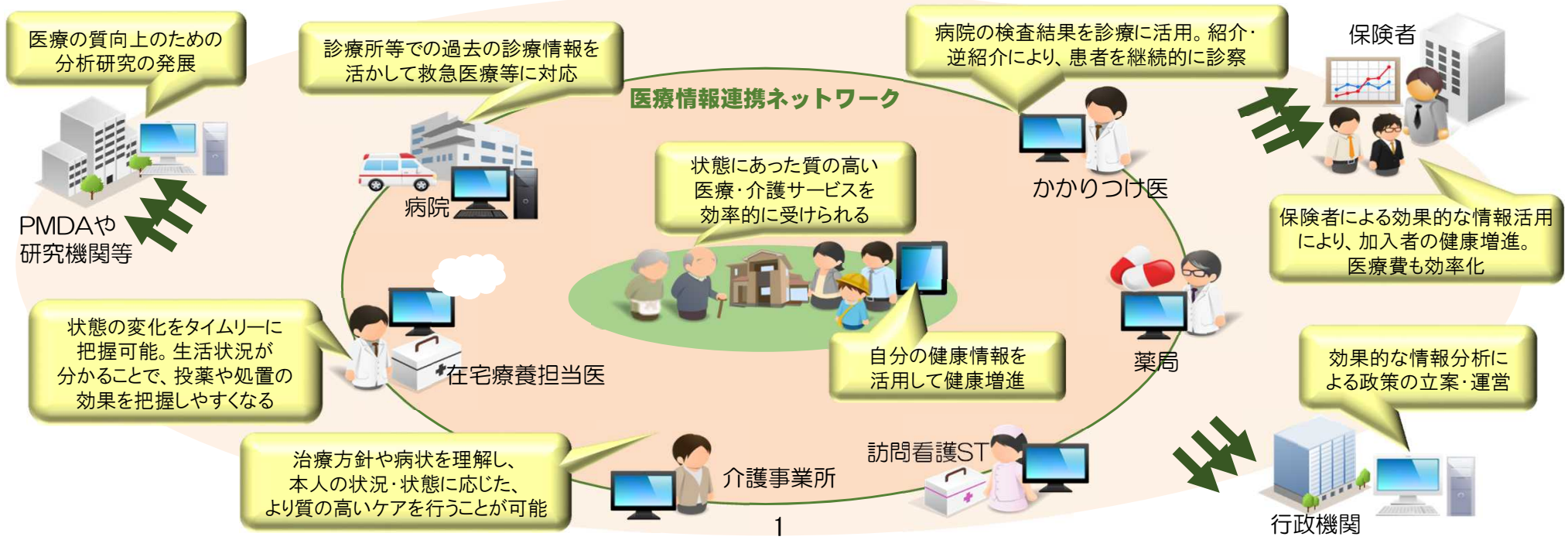
急性期から在宅医療介護までの機能分化と連携の推進や、地域包括ケアシステムの構築に寄与するような、ICT技術を活用した医療機関間や医療機関と介護事業所との間の情報共有が全国の各地域で効率的に行われ、住民が住み慣れた地域で安心して暮らすことができる。

全ての医療保険者においてICTを活用した情報分析等に基づく効果的な保健事業が実現されることにより、加入者の健康増進や医療費の適正化が図られる。

社会保険制度を基盤とする大規模データについて、多角的かつ高度な分析手法が確立されることにより、医療等分野における政策がさらにエビデンスに基づいた適確なものとなり、様々な社会資源が効果的・効率的に活用される。

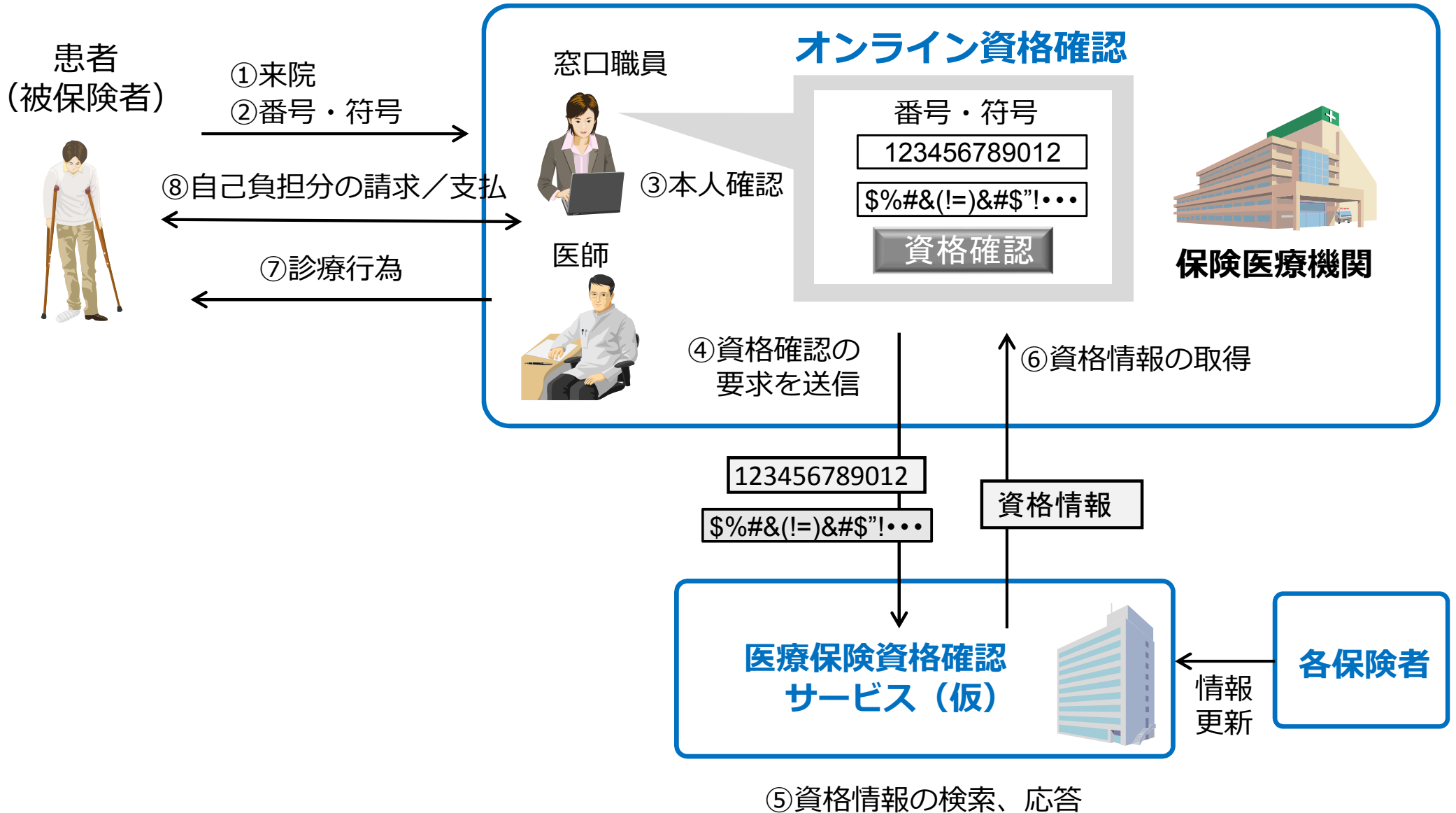
我が国の医療・介護制度における様々な側面において、情報利活用の基盤が整備され、情報利活用や分析の高度化を推進。これにより、様々な情報が、医療技術や医療の質の向上、医学研究の発展というかたちで国民に最大限還元。

必要な環境整備が行われた上で、医療情報の番号制度が導入され、データの長期追跡性の向上、分野横断的な情報利活用・分析が可能となる。

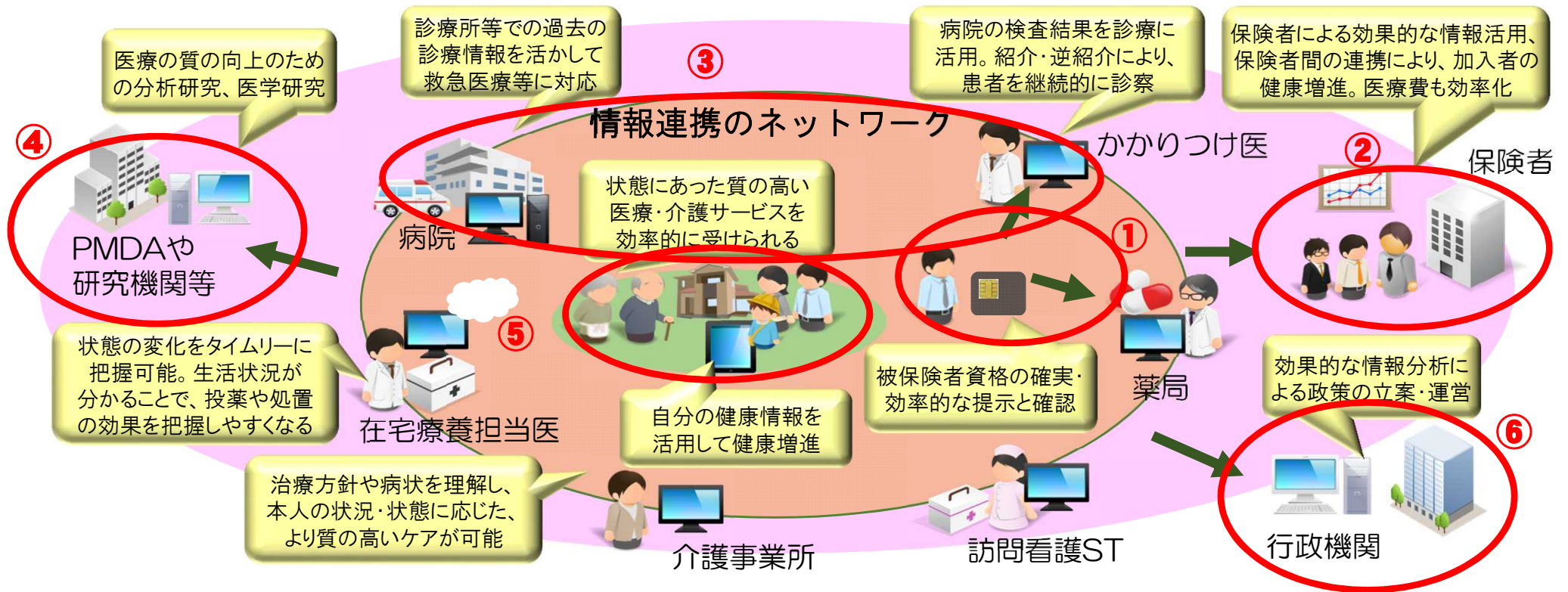


オンラインでの医療保険資格確認（イメージ）

（出典：第3回・第4回 医療等分野における番号制度の活用等に関する研究会資料）



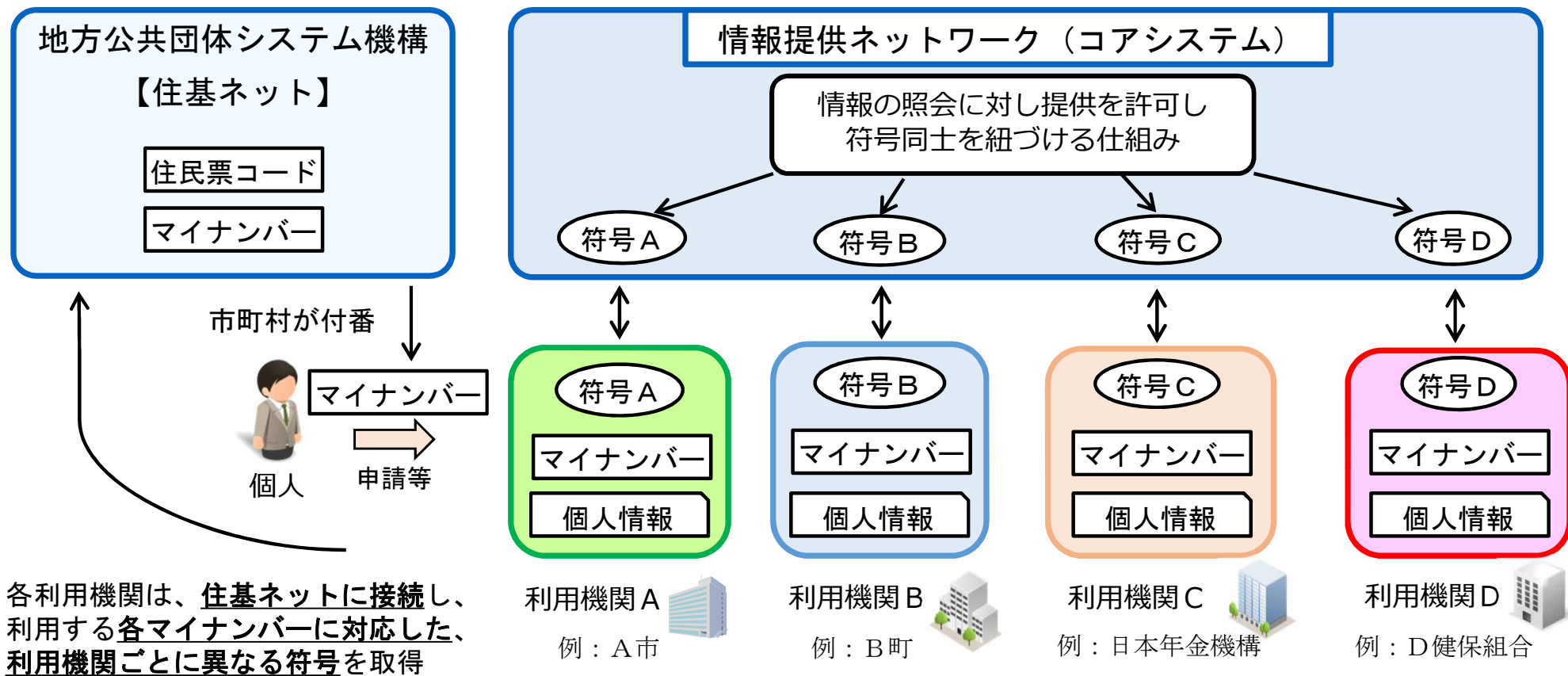
医療等分野での番号による情報連携の利用場面（ユースケース）



- ① 医療保険のオンライン資格確認** 受診時の被保険者資格の提示と確認を、オンラインで确实・効率的に行う。公的医療サービスの公正な利用の確保、請求支払事務の支援・効率化にも資する。
- ② 保険者間の連携（健診データの活用等）** 保険者が、加入者の健診データを効果的に活用。加入者の健康増進につなげる。質の高い医療資源の有効な活用につながり、医療費も適正化される。
- ③ 医療機関等の連携（地域レベル、複数地域間での連携）** 病院での検査結果をかかりつけ医の診療に活用。紹介・逆紹介により、患者を継続的に診察。救急医療で、他の医療機関での過去の診療情報を確認し、適切な救急医療を提供
- ④ 健康・医療の研究分野（コホート研究、大規模な分析）** レセプトNDB（ナショナルデータベース）の活用。コホート研究（追跡研究）、大規模な分析研究を推進。その成果を医療の質の向上につなげる。行政はデータ分析の結果を政策の立案・運営に活用
- ⑤ 健康医療分野のポータルサービス（医療健康履歴の確認、予防接種の案内）** 国民が自ら医療健康の履歴や記録を確認できる仕組み（PHR）を整備、健康増進に活用。予防接種等の履歴の確認やプッシュ型の案内が可能になる。
- ⑥ がん登録** がんの罹患、診療、転帰等の状況をできるだけ正確に把握・調査研究に活用。成果を国民に還元

番号制度のインフラによる情報連携の仕組み

- 番号制度のインフラでは、番号の利用機関同士の情報連携（情報照会と情報提供）を行う場合、マイナンバーを直接用いず、各機関ごとにマイナンバーに対応して振り出された機関別符号を利用する。これにより、マイナンバーで芋づる式に情報が漏えいすることを防止する仕組みとしている。



資格確認のための保険者との情報連携
(資格情報の照会と取得)

- 保険医療機関・保険薬局（約23.3万施設）がそれぞれ機関別符号を取得して、情報提供ネットワークに接続するのは、各医療機関の負担や制度全体でも大きなコストがかかり、実務上の課題がある。

各保険医療機関、保険薬局（約23.3万施設）



病院 約8,600カ所

歯科診療所 約6.8万カ所

診療所 約10万カ所

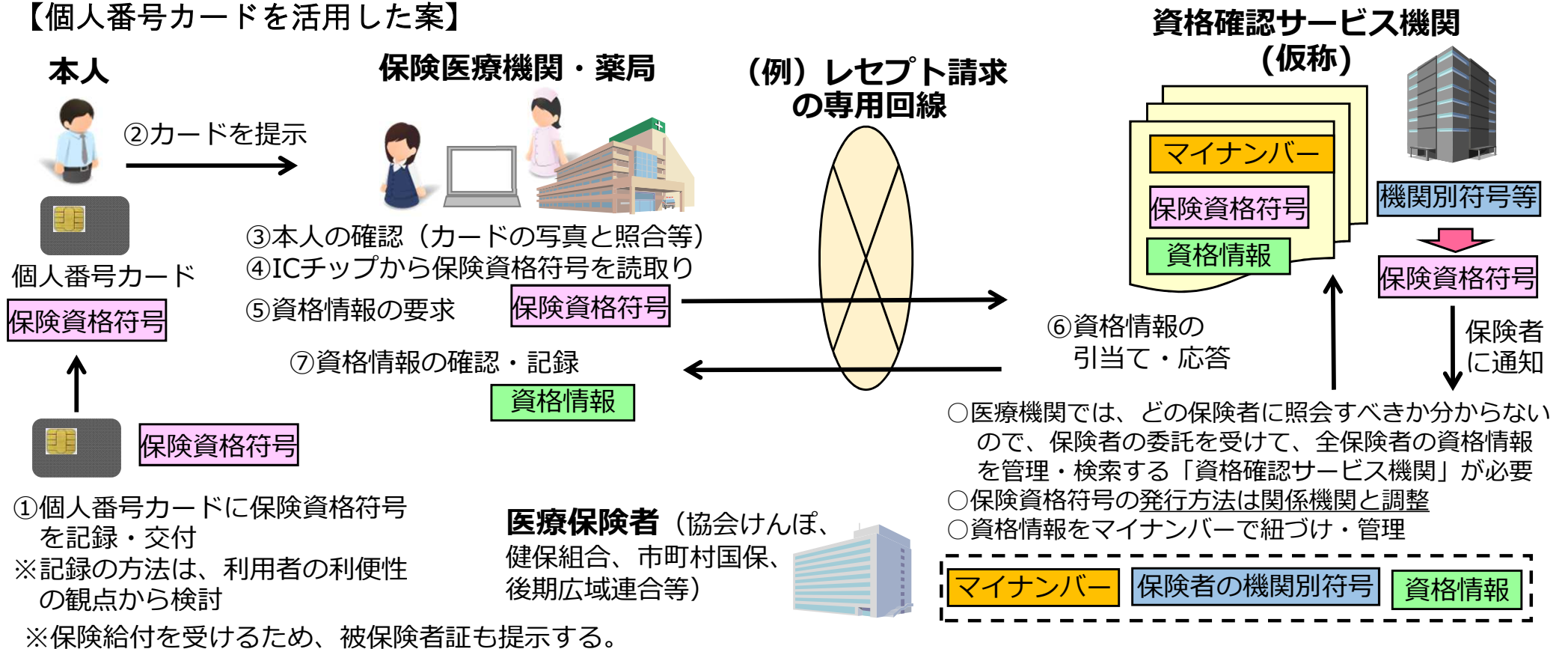
薬局 約5.6万カ所

医療保険のオンライン資格確認の仕組み（イメージ）

（※）公的個人認証など個人番号カードの機能や最新の情報技術を活用することで、より安全で効率的な情報連携の方法も考えられるが、関係者の理解を得るため初期コストと運営コストの検証も必要であり、この仕組みは一例である。

- 番号制度のインフラをオンライン資格確認で活用するため、マイナンバーを補完する方法として、マイナンバー等から変換した「医療保険の資格確認に用いる符号」（保険資格符号（仮称））を用いる仕組みが考えられる。
- 保険医療機関等は、番号制度の情報提供ネットワークシステムではなく、例えばレセプトオンライン請求の専用回線など既存のインフラの活用が考えられる。

【個人番号カードを活用した案】



【資格確認の主な流れ】

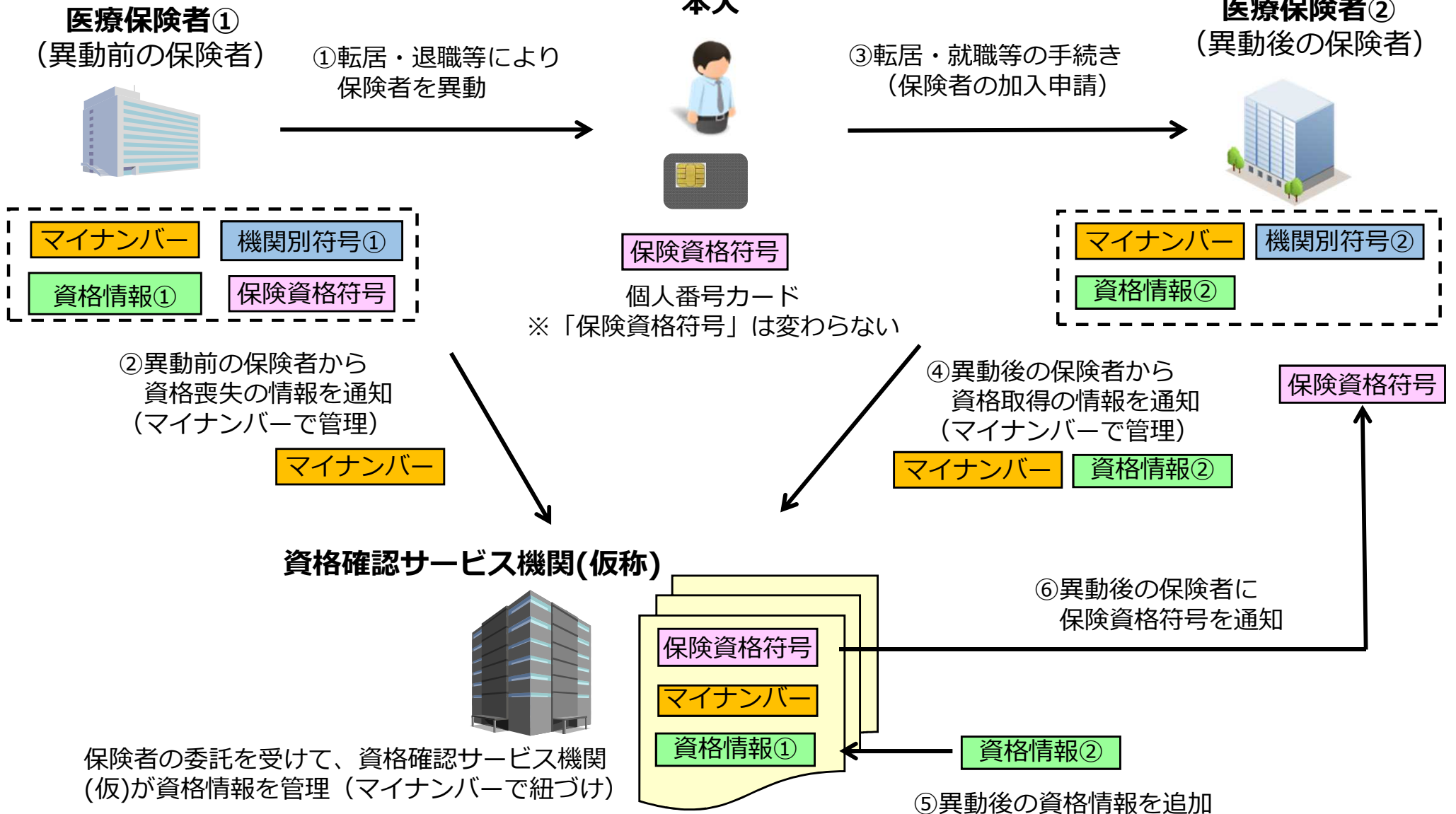
- ①：「個人番号カード」に保険資格符号（仮称）を記録し、被保険者に交付する
 ※保険資格符号の発行方法は関係機関と調整 ※個人番号カードへの記録の方法は、利用者の利便性の観点から検討
- ②：被保険者は、保険医療機関・薬局に受診する際、個人番号カードを提示する
- ③～⑤：保険医療機関・薬局は、本人の確認をして、職員等がICチップから保険資格符号を読取り、「資格確認サービス機関（仮）」に対し、保険資格符号を用いて資格情報を要求する（例えば、レセプト請求の専用回線経由）
- ⑥～⑦：「資格確認サービス機関（仮）」は、保険資格符号に対応する資格情報を引き当てて応答。保険医療機関等に通知される

加入する保険者が変わった場合（イメージ）

(※) 公的個人認証など個人番号カードの機能や最新の情報技術を活用することで、より安全で効率的な情報連携の方法も考えられるが、関係者の理解を得るため初期コストと運営コストの検証も必要であり、この仕組みは一例である。

- 保険者が変わっても、保険資格符号（仮称）は変わらないので、個人番号カードに記録した保険資格符号（仮称）を書き換える必要がない。加入する保険者が変わった場合、資格確認サービス機関（仮称）が、マイナンバーと紐づけて、新しい資格情報を管理する。

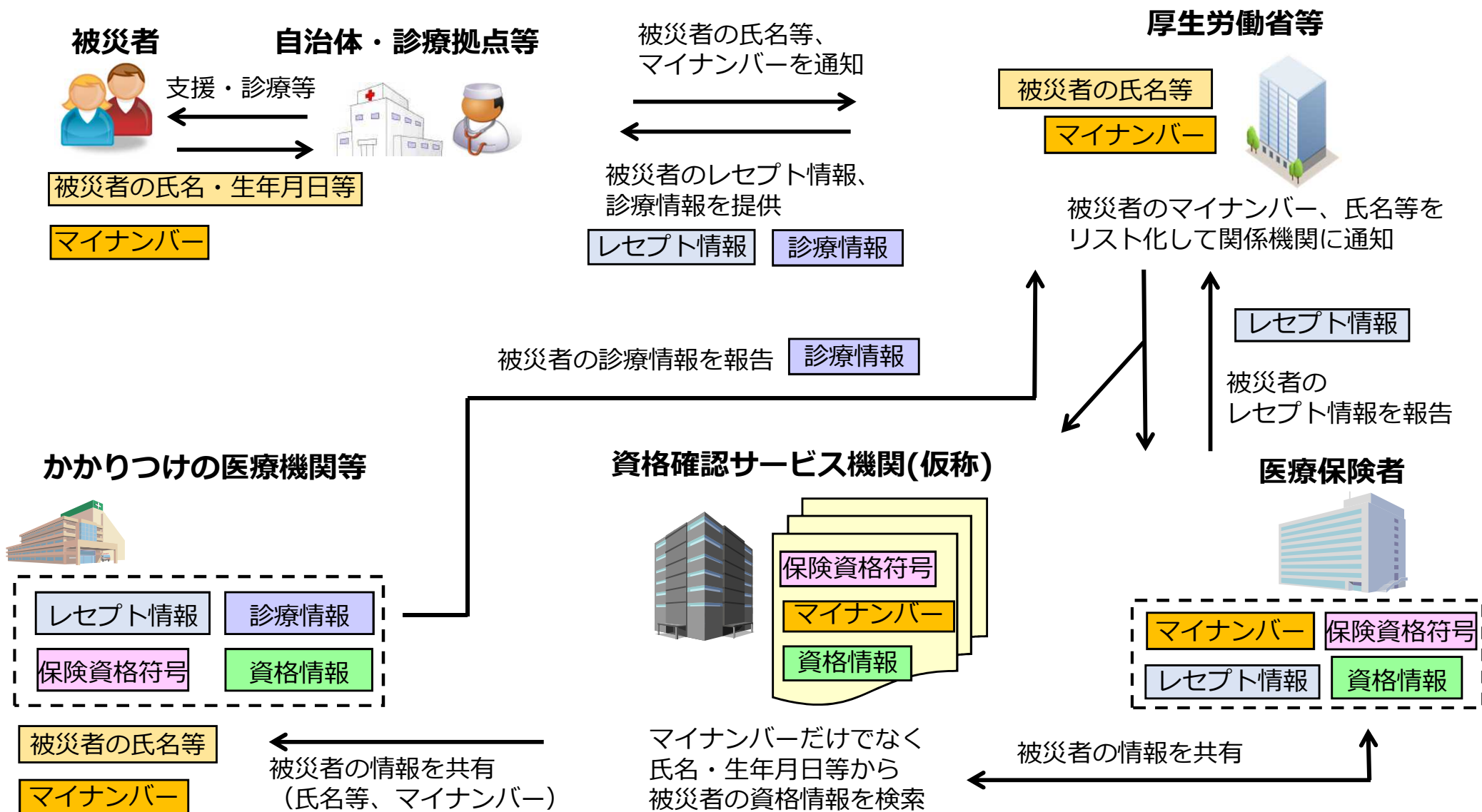
【個人番号カードを活用した案】



大規模な災害時での対応（イメージ）

○ 大規模な災害時では、関係行政機関等で、被災者の氏名等によりマイナンバーを確認し、マイナンバーと紐づけてレセプト情報や診療情報を、現場の医療従事者等に伝え、被災者への支援を行う。

(※) 現行の番号法では、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合で、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときは、特定個人情報の提供が認められている。



参 考 资 料

医療等分野における番号制度の活用等に関する研究会

- 医療等の分野での番号の必要性や具体的な利用場面について、社会保障・税番号制度の制度設計等を踏まえつつ、検討を行う。年内に一定のとりまとめを目指す。

研究会設置までの経緯

- ・ 医療等分野における番号の活用等については、平成24年9月に、医療関係者、保険者、情報政策の有識者等による検討会のとりまとめで、「詳細な仕組みや利用場面を分かりやすい形で提示し、その必要性を含め検討する必要がある」とされた。
- ・ 平成26年6月の日本再興戦略（閣議決定）では、「医療等分野における番号制度の活用等に関する研究会において、医療分野における番号の必要性や具体的な活用場面に関する検討を行い、年内に一定の結論を得る」とされている。

検討事項

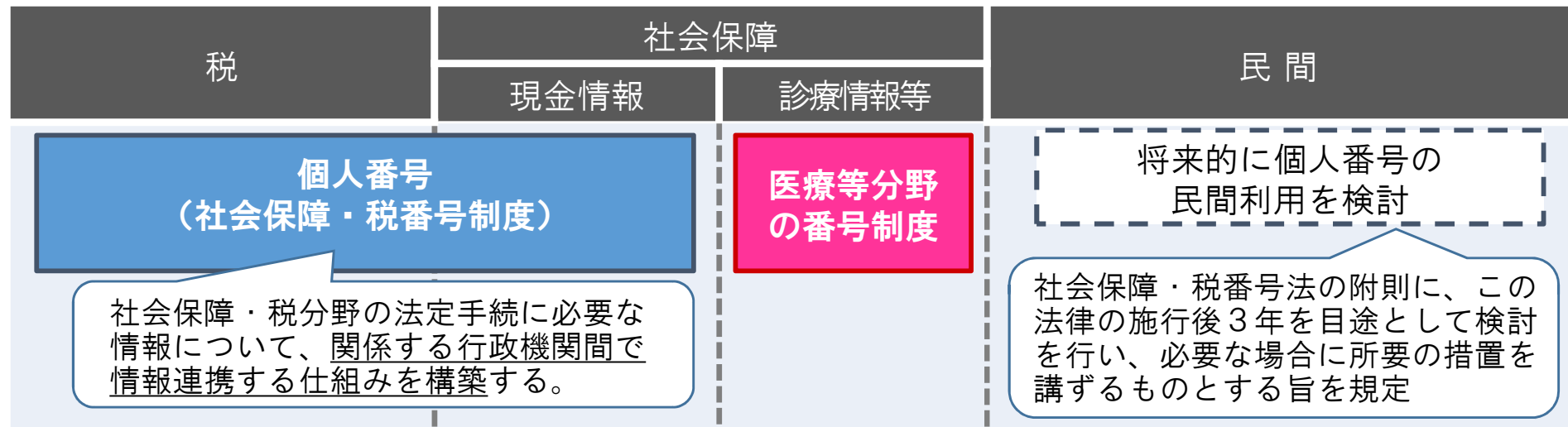
- ・ 医療等分野における番号の具体的な利用場面
 - ①医療保険のオンラインでの資格確認
 - ②医療機関等の連携（地域レベル、複数地域間）
 - ③健康・医療の研究分野（追跡研究、大規模分析）
 - ④健康医療分野のポータルサービス
 - ⑤がん登録 等
- ・ 番号を活用した情報連携基盤、技術検証 等

構成員

飯山 幸雄	国民健康保険中央会常務理事
石川 広己	日本医師会常任理事
大道 道大	日本病院会副会長
大山 永昭	東京工業大学像情報工学研究所教授
伊奈川 秀和	全国健康保険協会理事
金子 郁容	慶應義塾大学政策・メディア研究科教授【座長】
佐藤 慶浩	日本ヒューレット・パカード（株）個人情報保護対策室室長
霜鳥 一彦	健康保険組合連合会理事
新保 史生	慶應義塾大学総合政策学部教授
田尻 泰典	日本薬剤師会常務理事
富山 雅史	日本歯科医師会常務理事
馬袋 秀男	『民間事業者の質を高める』全国介護事業者協議会特別理事
樋口 範雄	東京大学大学院法学政治学研究科教授
南 砂	読売新聞東京本社調査研究本部長
森田 朗	国立社会保障・人口問題研究所長
山口 育子	NPO法人ささえあい医療人権センターCOML理事長
山本 隆一	東京大学大学院医学系研究科特任准教授【座長代理】

番号制度でのマイナンバーの利用範囲について

- 社会保障・税番号制度は、行政機関等を情報連携対象として、社会保障・税・災害対策の各分野で利用することとされている。



○個人番号の利用範囲（番号法別表）

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（平成25年法律第27号）

社会保障分野	年金	年金の資格取得・確認・給付に利用 ○国民年金法、厚生年金保険法による年金の支給に関する事務 ○確定給付企業年金法、確定拠出年金法による給付の支給に関する事務
	労働	雇用保険等の資格取得・確認・給付。ハローワーク等の事務に利用 ○雇用保険法による失業等給付の支給、雇用安定事業、能力開発事業の実施に関する事務 ○労働者災害補償保険法による保険給付の支給、社会復帰促進等事業の実施に関する事務 等
	福祉・医療等	保険料徴収等の医療保険者の手続、福祉分野の給付、生活保護の実施等に利用 ○健康保険法、介護保険法等による保険給付、保険料の徴収に関する事務 ○児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務 ○障害者総合支援法による自立支援給付の支給に関する事務 ○生活保護法による保護の決定、実施に関する事務 等
税分野		国民が税務当局に提出する確定申告書、届出書、調書等に記載。当局の内部事務等に利用
災害対策		被災者生活再建支援金の支給に関する事務等に利用
上記の他、社会保障、地方税、防災に関する事務その他これらに類する事務であって地方公共団体が条例で定める事務に利用		

社会保障・税番号制度の全体スケジュール

平成25年 5 月	番号関連法の成立・公布
平成26年度～	システム改修等の設計・構築
<u>平成27年10月～</u>	国民への <u>個人番号の通知</u> の開始
<u>平成28年 1 月～</u>	順次、 <u>個人番号の利用</u> の開始 <u>個人番号カードの交付</u> の開始 (個人の申請により市町村が交付)
平成29年 1 月～	国の機関間での情報連携の開始
<u>平成29年 7 月</u> 目途～	<u>地方公共団体・医療保険者等との</u> <u>情報連携</u> も開始

日本再興戦略 -JAPAN is BACK- (平成25年6月14日・閣議決定) <抜粋>

○ 医療情報の利活用推進と番号制度導入

・地域で行われている医療情報連携ネットワークの全国への普及・展開を進め、医療情報の利活用と保護を図るため必要な措置を講ずるなど環境整備を行う。また、個人一人ひとりが自分の医療・健康データを利活用できる環境を整備・促進し、適正な情報の活用により適切な健康産業の振興につなげるべく検討を進め、国民的理解を得た上で、医療情報の番号制度の導入を図る。このため、まずはデータやシステム仕様の標準化、ガイドライン作成等の運用ルールの検討等の環境整備を行う。

日本再興戦略 改訂2014—未来への挑戦—(平成26年6月24日・閣議決定) <抜粋>

①健康・医療分野におけるICT化に係る基盤整備

・医療等分野における番号制度の活用等に関する研究会において、医療分野における番号の必要性や具体的な利活用場面に関する検討を行い、年内に一定の結論を得る。

世界最先端 IT国家創造宣言(平成26年6月24日・閣議決定) <抜粋>

Ⅱ 3 (1)利便性の高い電子行政サービスの提供

・個人番号カードについては、そのICチップの空き領域や公的個人認証サービス等を活用し、健康保険証や国家公務員身分証明書など、公的サービスや国家資格等の資格の証明等に係るカード類の一体化／一元化、個人番号カードで利用できるコンビニエンスストアでの住民票の写し等の交付等のサービスの拡大、放送・通信分野等における個人番号カードの民間利活用場面の拡大、実社会における対面及びオンライン上の非対面での本人確認手段としての利活用場面の拡大や、取得に係る負担の軽減等により、広く普及を図る。

番号制度の導入の趣旨

○ 番号制度は、複数の機関に存在する個人の情報を同一人の情報であるという確認を行うための基盤であり、社会保障・税制度の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現するための社会基盤（インフラ）である。

社会保障・税・災害対策の各分野で番号制度を導入

効果

- より正確な所得把握が可能となり、社会保障や税の給付と負担の公平化が図られる
- 真に手を差し伸べるべき者を見つけることが可能となる
- 大災害時における真に手を差し伸べるべき者に対する積極的な支援に活用できる
- 社会保障や税に係る各種行政事務の効率化が図られる
- ITを活用することにより添付書類が不要となる等、国民の利便性が向上する
- 行政機関から国民にプッシュ型の行政サービスを行うことが可能となる

実現すべき社会

- より公平・公正な社会
- 社会保障がきめ細やかかつ的確に行われる社会
- 行政に過誤や無駄のない社会
- 国民にとって利便性の高い社会
- 国民の権利を守り、国民が自己情報をコントロールできる社会

社会保障・税番号制度により構築されるインフラ

マイナンバーの付番

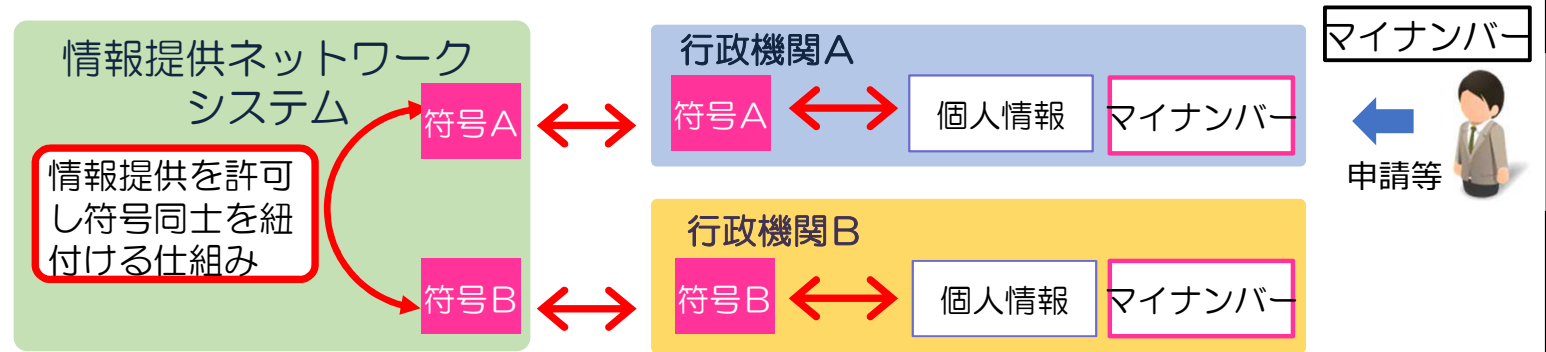
12ケタの見える番号を全員に付番

- ・ 悉皆性（住民票を有する全員に付番）
- ・ 唯一無二性（1人1番号で重複がない）



電子的符号（視認できない）を用いた情報連携ネットワーク

- 番号制度では、行政機関同士で情報照会・情報提供を行う場合、各機関ごとに異なる、**マイナンバーに対応して振り出された機関別符号**を利用
- これにより芋づる式にマイナンバーによる情報が漏洩することを防止



個人番号カード

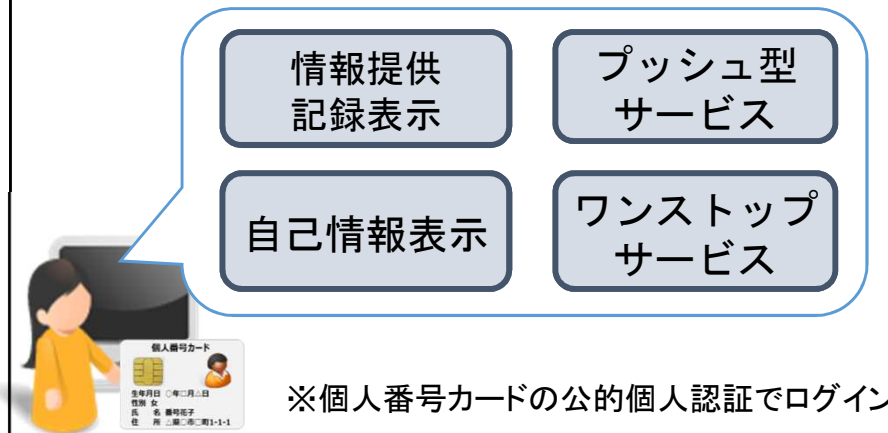
【券面】「氏名」「住所」「生年月日」「性別」「個人番号」
 【ICチップ】 上記の情報と公的個人認証機能を搭載

(表面)


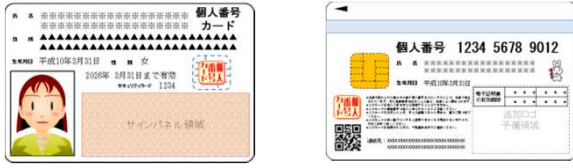
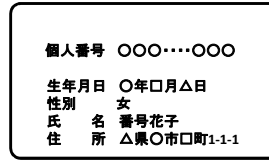


マイポータル

インターネット上で、行政からのプッシュ型のお知らせサービスや、行政機関のもつ情報の本人提供サービスを実施予定。

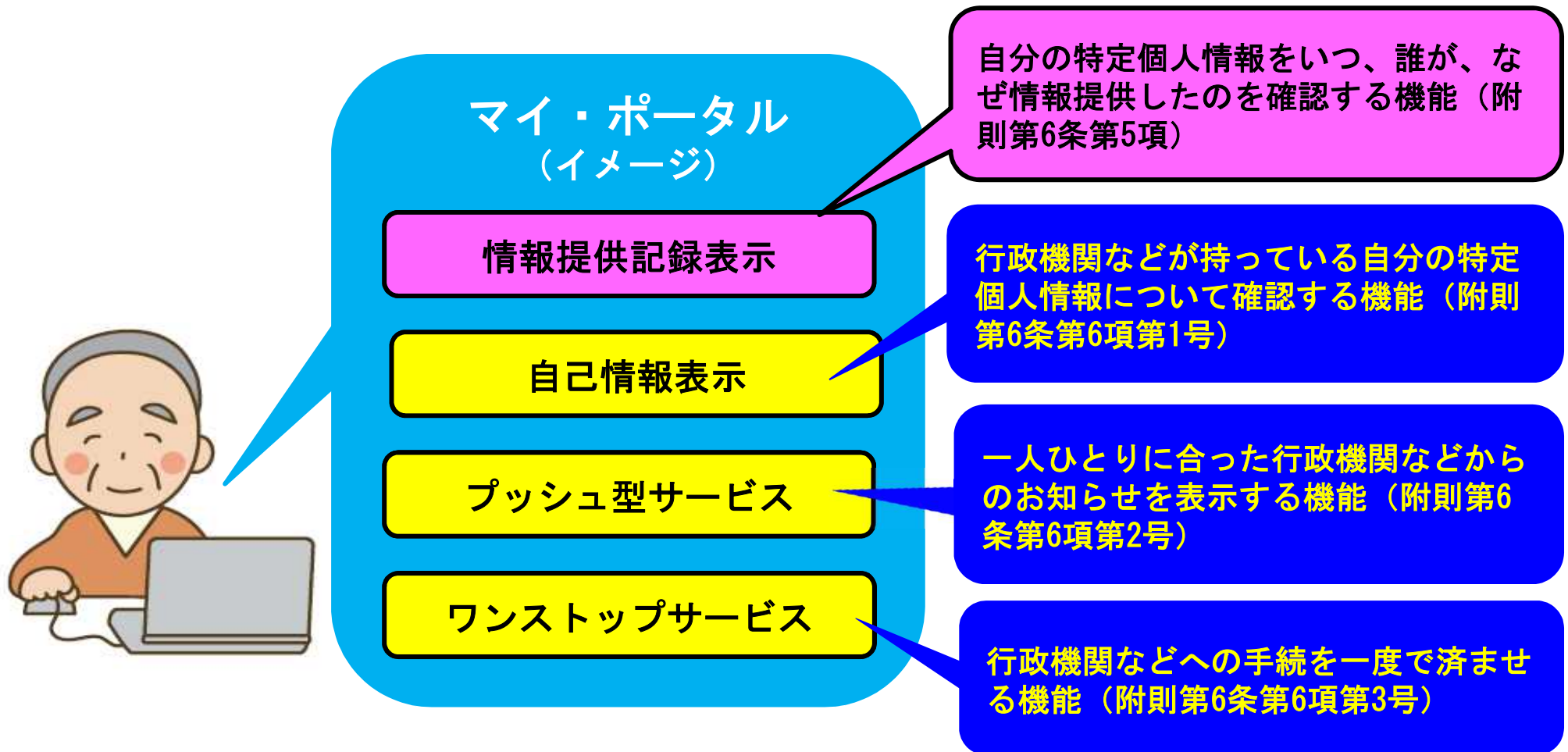


個人番号カード・通知カード

	住民基本台帳カード	個人番号カード	通知カード
様式	 <p>○住民票コードの券面記載なし</p> <p>○顔写真は選択制</p>	 <p>○個人番号を券面に記載(裏面に記載する方向で検討)</p> <p>○顔写真を券面に記載</p>	 <p>○個人番号を券面に記載</p> <p>○顔写真なし</p>
作成・交付	<ul style="list-style-type: none"> ○即日交付又は窓口で2回来庁 ○人口3万人未満は委託可能 ○手数料:1000円が主 (電子証明書を搭載した場合) ○交付事務は自治事務 	<ul style="list-style-type: none"> ○通知カードとあわせて個人番号カードの交付申請書を送付し、申請は郵送で受け付けるため、市町村窓口へは1回来庁のみ(顔写真確認等)を想定 ○全市町村が共同で委任することを想定。民間事業者の活用も視野 ○手数料:今後検討 ○交付事務は法定受託事務 	<ul style="list-style-type: none"> ○全国民に郵送で送付するため、来庁の必要なし。 ○全市町村が共同で委任することを想定。民間事業者の活用も視野 ○手数料:なし ○交付事務は法定受託事務
利便性	<ul style="list-style-type: none"> ○身分証明書としての利用が中心 	<ul style="list-style-type: none"> ○身分証明書としての利用 ○個人番号を確認する場面での利用(就職、転職、出産育児、病気、年金受給、災害等) ○市町村、都道府県、行政機関等による付加サービスの利用 ○電子証明書による民間部門を含めた電子申請・取引等における利用 	<ul style="list-style-type: none"> ○個人番号カードの交付を受けるまでの間、行政機関の窓口等で個人番号の提供を求められた際に利用可能 (番号法に基づく本人確認のためには、通知カードのほか主務省令で定める書類の提示が必要。)

マイ・ポータル

- 政府は、法律施行後 1 年を目途として、**情報提供等記録開示システム(マイ・ポータル)**を設置する。(番号法附則第 6 条第 5 項)



番号制度における安全・安心の確保

○番号制度では、制度面とシステム面から、マイナンバーの利用に関する安全確保の措置を講じている。

番号制度に対する国民の懸念

- ・ 個人番号を用いた個人情報の追跡・名寄せ・突合が行われ、集積・集約された**個人情報**が**外部に漏えい**するのではないかといった懸念。
- ・ 個人番号の不正利用等（例：他人の個人番号を用いた**成りすまし**）等により財産その他の被害を負うのではないかといった懸念。
- ・ 国家により個人の様々な個人情報が個人番号をキーに名寄せ・突合されて**一元管理**されるのではないかといった懸念

制度面における保護措置

- ① 番号法の規定によるものを除き、特定個人情報の収集・保管、特定個人情報ファイルの作成を禁止（番号法第20条、第28条）
- ② 特定個人情報保護委員会による監視・監督（番号法第50条～第52条）
- ③ 特定個人情報保護評価（番号法第26条、第27条）
- ④ 罰則の強化（番号法第67条～第77条）
- ⑤ マイ・ポータルによる情報提供等記録の確認（番号法附則第6条第5項）

システム面における保護措置

- ① 個人情報を一元的に管理せずに、分散管理を実施
- ② 個人番号を直接用いず、符号を用いた情報連携を実施
- ③ アクセス制御により、アクセスできる人の制限・管理を実施
- ④ 通信の暗号化を実施



特定個人情報の保護措置

○医療保険者等は、特定個人情報の保護措置が必要になる（特に留意すべき事項は下表）

○具体的には、①物理的措置、②技術的措置、③組織的措置が必要になる

①物理的措置：例）個人番号を保管する場所の施錠、入手制限等

②技術的措置：例）特定個人情報ファイルへのファイアウォールの設置、ID・パスワードの設定等のアクセス制御等

③組織的措置：例）安全管理の責任者の設置、職員研修等

番号法上の制限及び義務	内 容
利用、提供の制限	特定個人情報の目的外利用は原則禁止。ただし、生命等の保護のために必要な場合等に限り可能（番号法第29条）。 特定個人情報の提供は原則禁止。ただし、行政機関等は情報提供ネットワークシステムでの提供など番号法第19条各号に規定するものに限り可能（番号法第19条）。
収集、保管の制限	番号法第19条各号により特定個人情報の提供を受けることが可能とされている場合を除き、個人番号を含む個人情報を収集し、又は保管してはならない。
提供要求の制限	番号法第19条各号により特定個人情報の提供を受けることが可能とされている場合を除き、他人に個人番号の提供を求めることは禁止（番号法第15条）。
安全管理措置	個人番号の漏えい、滅失又は毀損の防止、その他個人番号の適切な管理のために必要な措置を講じる（番号法第12条）。
特定個人情報ファイルの作成の制限	個人番号利用事務（番号法第9条第1項・2項、別表第1）及び個人番号関係事務（番号法第9条第3項）を処理するために必要な範囲を超えて特定個人情報ファイルを作成してはならない（番号法第28条）。 ただし、刑事事件の捜査等のために特定個人情報の提供を行い、又は提供を受ける場合（番号法第19条第11号から第14号まで）は、必要な限度で特定個人情報ファイルを作成可能（番号法第28条）。
特定個人情報保護評価	情報保有機関は、特定個人情報ファイルの保有、変更前に、特定個人情報を保有することでどのようなリスクがあり、そのリスクをどのように軽減・緩和しているかを、情報保有機関が自ら所定の様式の評価書に記載し、公表することが必要である（番号法第27条）。

個人情報保護法による措置とマイナンバー制度による措置の比較

	個人情報保護法による措置	番号法による措置
保護対象	<p>「個人情報」（個人を特定できる情報）</p> <p>※ 生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）</p>	<p>「個人番号」、「特定個人情報（個人番号※をその内容に含む個人情報）」</p> <p>※ 個人番号に対応し、当該個人番号に代わって用いられる番号、記号その他の符号であって、住民票コード以外のものを含む。</p>
保護措置	<p>（利用・提供に関する制限）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 個人情報取扱事業者は、個人情報を取り扱うに当たり、利用目的をできるだけ特定しなければならない。個人情報を取得したときは、本人に速やかに利用目的を通知又は公表しなければならない ・ 特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えての個人情報の取り扱うことを禁止。法令に基づく場合等を除き、本人の同意を得ないで第三者に個人データを提供することを禁止 <p>（安全管理措置）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 個人情報取扱事業者は、利用目的の範囲内で、個人データを正確かつ最新の内容に保つよう努めなければならない ・ 個人データ（個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものを、構成する個人情報）の漏えいや滅失を防ぐため、必要かつ適切な安全管理措置を講じなければならない ・ 安全に個人データを管理するため、従業員に対し必要かつ適切な監督を行わなければならない。また、個人データの取扱いについて委託する場合には、委託先に対し必要かつ適切な監督を行わなければならない <p>（監視・監督等）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 不適正な個人情報の取扱い（漏えい等）があった場合、主務大臣が権限行使（報告の徴収・助言、勧告、命令） <p>（罰則）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 主務大臣の命令に違反した者は、6月以下の懲役又は30万円以下の罰金 	<p>（利用・提供に関する制限）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>個人番号の利用範囲をマイナンバー法に限定列挙し目的外利用を禁止</u> ・ 特定個人情報の提供は、情報提供ネットワークシステムを利用した情報連携等のマイナンバー法に規定する場合を除き、禁止 ・ 成りすまし防止のため、個人番号のみでの本人確認を禁止 ・ 情報連携に必要な場合等のマイナンバー法に規定する場合を除き、特定個人情報の収集・保管、特定個人情報ファイル※の作成を禁止 ※ 特定個人情報を容易に検索できるように体系的に構成したもの <p>（安全管理措置）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>システム上情報が保護される仕組みとなっているか事前に評価する特定個人情報保護評価の実施</u> ・ 個人情報は一元管理ではなく、従来どおり各行政機関等が分散管理 ・ 個人番号を直接用いず符号を用いた情報連携を行うことで個人情報の芋づる式の漏えいを防止 ・ アクセス制御により、マイナンバー法が規定しない情報連携を防止 ・ 個人情報及び通信の暗号化を実施 ・ 情報提供ネットワークシステム等の安全性の確保 <p>（監視・監督等）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>特定個人情報保護委員会による監視・監督（助言・指導・勧告・命令等）</u> ・ 特定個人情報保護委員会による情報提供ネットワークシステムその他の情報システムに関する総務大臣その他の関係行政機関の長への措置の要求 <p>（罰則）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>罰則の強化</u> 例）・ 個人番号利用事務等にに従事する者が、正当な理由なく、特定個人情報ファイルを提供した場合、4年以下の懲役又は200万円以下の罰金 ・ 特定個人情報保護委員会の命令に違反した者は、2年以下の懲役又は50万円以下の罰金 など

予防接種法に基づく予防接種

- 予防接種法では、伝染のおそれがある疾病の発生・まん延を予防するため、公衆衛生の見地から、予防接種を実施するとともに、予防接種による健康被害の迅速な救済を図っている。

○対象疾病

- A類疾病（主に集団予防、重篤な疾患の予防に重点。本人に努力義務。接種勧奨有り）
ジフテリア、百日せき、急性灰白髄炎（ポリオ）、麻しん（はしか）、風しん、日本脳炎、破傷風、結核、H i b感染症、小児の肺炎球菌感染症、ヒトパピローマウイルス感染症、水痘※、痘そう※
- B類疾病（主に個人予防に重点。本人に努力義務無し。接種勧奨無し）
インフルエンザ、高齢者の肺炎球菌感染症※ ※は政令事項（痘そうの定期接種は現在実施していない）

○定期の予防接種（通常時に行う予防接種）

- ・実施主体は**市町村**。費用は市町村負担（経済的理由がある場合を除き、実費徴収が可能）

○臨時の予防接種

- ・まん延予防上緊急の必要があるときに実施。実施主体は**都道府県又は市町村**。
- ・本人に努力義務を課す臨時接種と、努力義務を課さない臨時接種（弱毒型インフルエンザ等を想定）がある。

○予防接種に関する記録

- ・**市町村長又は都道府県知事**は、定期又は臨時の予防接種を行ったときは、①予防接種を受けた者の氏名、住所、生年月日及び性別、②実施年月日、③予防接種の種類等を記載した**予防接種に関する記録を作成**し、予防接種を行ったときから**五年間保存**しなければならない。

○副反応報告制度

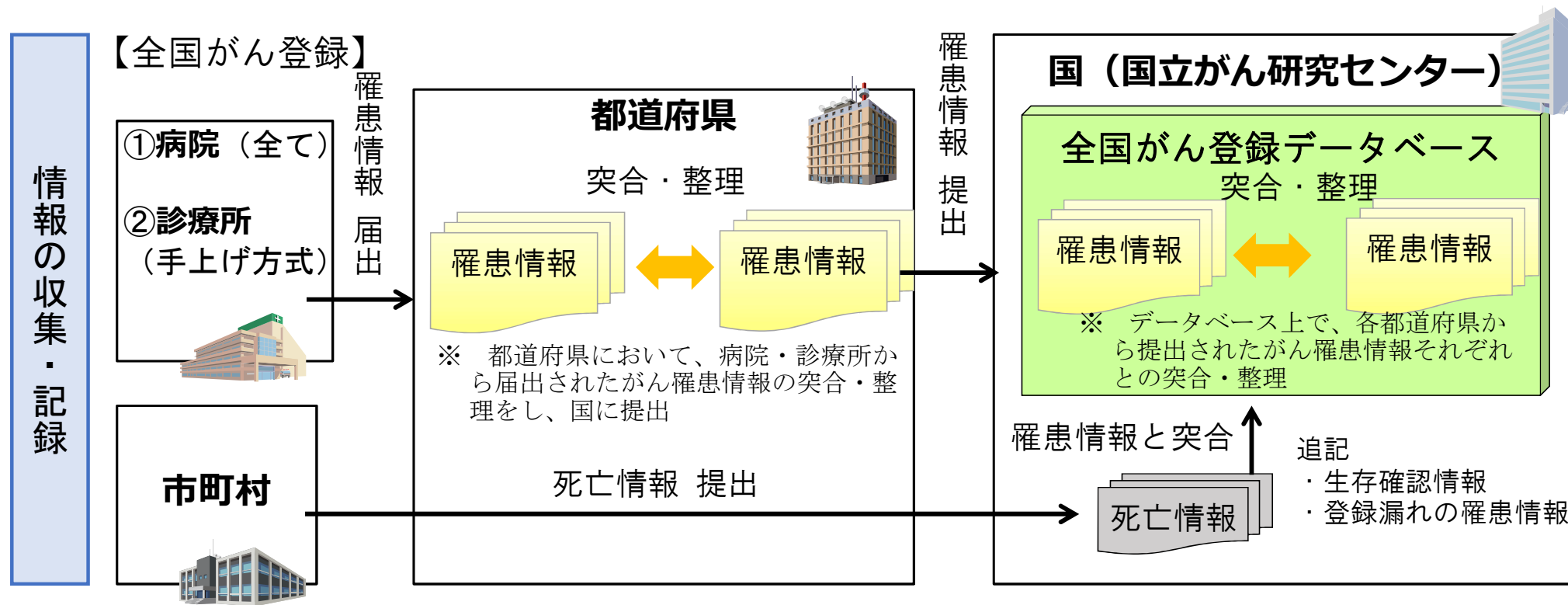
- ・医療機関等は、予防接種による副反応を知ったときは、厚生労働大臣※へ報告。厚生労働大臣は、報告の状況を審議会に報告し、予防接種の適正な実施のために必要な措置を講じる。
※平成26年11月25日から「薬事法等の一部を改正する法律」（平成25年11月27日公布）に基づきPMDAへ報告。
- ・報告の内容は、該当する予防接種を行った市町村に対して速やかに情報提供されている。

○健康被害救済制度

- ・予防接種により健康被害が生じた場合、医療費・医療手当、死亡一時金、障害年金等が支払われる。

全国がん登録の仕組み

○ がん医療の質の向上、国民へのがん、がん医療、がん予防についての情報提供の充実その他のがん対策を科学的知見に基づき推進するため、「全国がん登録」等の仕組みを構築し、がん診療情報の収集を行う。



登録情報の活用

- 国・都道府県等 ⇒ がん対策の充実、医療機関への情報提供、統計等の公表、患者等への相談支援
- 医療機関 ⇒ 患者等に対する適切な情報提供、がん医療の分析・評価等、がん医療の質の向上
- がん登録等の情報の提供を受けた研究者 ⇒ がん医療の質の向上等に貢献